

児童発達支援管理責任者の資格要件

実務経験(業務)の範囲の考え方【厚労省告示230】

障害児等の保健・医療・福祉・教育の分野において、日々障害児等に対する相談支援(*1)や直接支援(*2)の業務の経験をいう。

(*1)「相談支援の業務」とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

(*2)「直接支援の業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

上記の「実務経験(業務)の範囲」に該当する者のうち、下記の①～③のいずれかの要件に該当する者

- ① a及びbの期間が通算して5年以上かつ当該期間からcの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上である者
- ② dの期間が通算して10年以上かつ当該期間からeの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上である者
- ③ a、b及びdの期間を通算した期間からc及びeの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上かつfの期間が通算して5年以上である者

業務の範囲	業務内容	実務経験年数
相談支援の業務	一 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	5年以上
	二 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター	
	三 障害者支援施設※1、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設※2、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設※3、地域包括支援センター	
	四 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
	五 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校その他これらに準ずる機関	
	六 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の1～3のいずれかに該当する者 1 社会福祉主事任用資格を有する者 2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） 3 fに掲げる資格を有する者並びにaの一から五までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者	
直接支援業務	一 障害者支援施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床に係るもの（以下「療養病床関係病室」という。）	5年以上
	二 障害福祉サービス事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住宅型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業※4	
	三 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
	四 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社（以下「特例子会社」という）、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所（以下「助成金受給事業所」という）、その他これらに準ずる施設	
	五 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校その他これらに準ずる機関	
b	上記一～五に掲げる施設において、下記1～4の資格を有して直接支援業務にあたったもの 1 社会福祉主事任用資格を有する者 2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） 3 保育士 4 児童指導員、精神障害者社会復帰指導員	5年以上
c	次の施設の従業者が、相談支援の業務に従事した期間 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター	10年以上
d	次の施設又は事業の従業者であって、bの1～4の資格に該当する者が直接支援の業務に従事した期間 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所	
e	上記直接支援業務の一～五に掲げる施設において、bの1～4の資格に該当せず直接支援業務にあたったもの	
f	次の施設又は事業の従業者であって、bの1～4の資格に該当せず直接支援の業務に従事した期間 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所	10年以上
右の資格該当者	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	上記a,b,dに従事した期間からc,eの期間を除いた期間が3年以上、かつfの国家資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が通算して5年以上

※1障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。

※2「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。